

記者発表資料

平成22年8月27日

農林水産部 水産業振興課

水産業基盤整備課

担当：小林，雁部

内線：2930，2943

平成22年2月28日チリ中部沿岸地震に伴う津波被害に係る
災害復旧事業の対象となる市町について

平成22年8月27日付け農林水産省告示第1386号により、養殖施設種
類ごとに災害復旧事業の対象となる市町が決定されました。

内容は下記のとおりです。

記

- ほたてがい養殖施設 気仙沼市
- かき類養殖施設 石巻市，気仙沼市，本吉郡南三陸町
- こんぶ類養殖施設 気仙沼市
- わかめ類養殖施設 気仙沼市
- のり類養殖施設 塩竈市，宮城郡七ヶ浜町

[参考]

※ 災害復旧事業の対象は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する
法律施行令（昭和37年政令第403号）第20条第2項の規定により、養殖施
設種類ごとに「施設数が20%を超える被害のあった市町」，又は、「2000万
円を超える被害のあった市町」となっている。